



□ 今月号の目次と要旨:

1. **【重要】廃棄物処理法とバーゼル法の改正:** 3/10、両法案が閣議決定。廃棄物処理法改正案の骨子は、①多量排出事業者の電子マニフェスト義務付け等、②有害使用済機器の適正保管の義務付け、③親子企業間で処理業許可がなくても自社処理を認可。また、バーゼル法改正案の骨子は、輸出規制強化と輸入規制の緩和。特に、認定輸入事業者が再生利用等のために特定有害廃棄物等の輸入を行う際の、輸入承認を不要とする。
2. **【解説】許可申請等事務手続きの低減:** 申請手続運用面の改善が目的。収集運搬業申請等添付書類の全国統一化と変更届出の期限の延長(10日以内から30日以内)。現在、パブコメ中。
3. **【解説】水銀廃棄物の対象品目の追加:** 水銀使用製品産業廃棄物の対象と水銀回収を義務付ける水銀使用製品産業廃棄物の対象が追加(各3製品)。施行は、本年10月1日より。
4. **北九州市による行政処分はあるか?:** 北九州市は、基本的に行政処分を出さない。市内のAS社が、医療系廃棄物を再委託し、虚偽のマニフェストを排出事業者に送付した件で福岡県警が捜査中。北九州市の対応に注目が集まる。

1. 【重要】廃棄物処理法とバーゼル法の改正

～3/10 閣議決定され今国会へ上程～

3月10日、環境省から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定について」、また環境省と経産省から「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定について」と題する報道発表があった。

本法律案は、第193回国会(現在の国会)に提出される予定。この報道内容は、廃棄物処理制度専門員会で議論されていた「廃棄物処理法に係る改正内容」が含まれており、極めて重要な内容になるので、2件の法律案について、その概要を記載する。

1. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案」について

1.1. 背景

2016年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案などを受け、許可を取り消された廃棄物処理業者等に対する対応の強化や、不適正処理があった場合に行政機関による早期の実態把握・原因究明が可能な電子マニフェスト利用の強力な推進が必要となっている。

また、鉛等の有害物質を含む、電気電子機器等のスクラップ(雑品スクラップ)等が、環境保全措置が十分に講じられないまま、破碎や保管されることにより、火災の発生や有害物質等の漏出等の生活環境保全上の支障が生じており、対応の強化が必要となっている。

1.2. 法律案の概要

(1) 廃棄物の不適正処理への対応の強化

- ① 市町村長、都道府県知事等は、廃棄物処理業の許可を取り消された者等が廃棄物の処理を終

了していない場合に、これらの者に対して必要な措置を講ずることを命ずることができることとする。また、当該事業者から排出事業者に対する通知を義務づけることとする。

- ② 特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者に、紙マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付に代えて、電子マニフェストの使用を義務付けることとする。また、マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化する。

【解説】

- ②は、産廃の多量排出事業者に対して「電子マニフェストの使用を義務付ける」内容であり、自治体に多量排出届を行っている排出事業者は必須項目。同時に、虚偽記載に対する罰則が強化されるため注意が必要。

(2) 有害使用済機器の適正な保管等の義務付け

人の健康や生活環境に係る被害を防止するため、雑品スクラップ等の有害な特性を有する使用済みの機器(有害使用済機器)について、

- これらの物品の保管又は処分を業として行う者に対する、都道府県知事への届出、処理基準の遵守等の義務付け
 - 処理基準違反があった場合等における命令等の措置の追加
- 等の措置を講ずる。

(3) その他

親子会社が一体的な経営を行うものである等の要件に適合する旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、当該親子会社は、廃棄物処理業の許可を受けないで、相互に親子会社間で産業廃棄物の処理を行うことができることとする。

【解説】

法人格が異なっても親子関係があり一体経営を行っている企業同士では、都道府県知事の認可を受ければ、一方の会社が処理業許可を受けな

い場合でも、親子間の産廃処理において自ら処理が可能となる。

1.3.施行期日

1.2.(1)②以外：公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

1.2.(1)②：公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

以上、詳細は、次の URL をご参照下さい。

<http://www.env.go.jp/press/103794.html>

2.「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案」について

2.1.背景

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）は、有害廃棄物の環境上不適正な輸出入の防止を目的とするバーゼル条約の国内担保法です。1992年の法制定から約25年が経過し、近年、循環資源の国際取引の増大に伴い、輸出・輸入ともに増加している。

こうした中、輸出においては、雑品スクラップの不適正輸出や輸出先国からの不法取引との通報（シップバック要請）の増加や、使用済鉛蓄電池等の輸出先での環境上不適正な取扱い事案が発生するなどの課題が生じている。また、輸入においては、比較的有害性が低く有用な金属を含む廃電子基板等について欧州連合等との国際的な資源獲得競争が激化しており、競争上の不利な事業環境を解消するとともに、我が国の環境技術の先進性を活かし、世界の環境負荷の低減への貢献が期待されている。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、不適正な輸出の防止と我が国のリサイクル技術の有効活用を図るための措置を講じようとするもの。

2.2.法律案の概要

(1)「特定有害廃棄物等」の範囲の見直し

- ① 輸出先国において条約上の有害廃棄物とされている物を、我が国においても特定有害廃棄物等として、輸出承認を要件化する。あわせて、規制対象物を法的に明確化する。
- ② 途上国からの再生利用（リサイクル）等に適した廃電子基板等の輸入について、輸入承認を不要とするよう、規制対象物の範囲を見直す。

(2)特定有害廃棄物等の輸出に係る規制の適正化

輸出先の環境汚染防止措置について環境大臣が

確認する事項を明確化する。

(3)特定有害廃棄物等の輸入に係る認定制度の創設・輸入手続緩和

輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度を創設し、認定輸入事業者が、認定再生利用等事業者による再生利用等のために特定有害廃棄物等の輸入を行う際の、輸入承認を不要とする。

2.3.施行期日

本法律案の規定については、公布の日から1年6か月以内で政令で定める日に施行する。

以上、詳細は、次の URL をご参照下さい。

<http://www.env.go.jp/press/103793.html>

2.【解説】許可申請等事務手続きの低減

～パブコメ実地中～

2月20日（月）から3月22日（水）までの間、廃棄物処理法の施行規則の一部を改正する省令案に対する意見の募集（パブリックコメント）が行われている。これは、昨年からの検討されてきた廃棄物処理法改正とは別に進められたものである。

改正省令案の内容は以下の2点で、申請手続の運用面が改善されることになる。この改正は、総務省の行政評価・監視結果において、2013年11月1日、申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査結果に基づく勧告（一般手続関連）を受けたことが、その背景にある。

【改正内容その1】

収集運搬業申請等添付書類の全国統一化

- 産業廃棄物収集運搬業許可申請等における添付書類の様式を、廃棄物処理法施行規則の様式第六号の二で定める。

そもそも当該申請の添付書類の様式は、環境省の通知（2006年3月31日付）で定められていたが、（通知では法的拘束力がないため）都道府県によっては、添付書類の様式を一部変更しているケース等が見られた。そのため、今回、通知ではなく、法的に拘束力のある施行規則で様式を規定（様式第六号の二）し、全国統一の書式とする。なお、申請時だけではなく、更新申請、事業範囲変更許可申請に係る添付書類の様式についても様式が今回の改正で規定される。

【改正内容その2】 登記事項証明書の添付を求める場合の変更届出の 期限の延長（「10日以内」から「30日以内」）等

□ 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者で役員の変更の場合に法人にあっては登記事項証明書の添付を規定するとともに、法人にあっては登記事項証明書の添付を要求する場合には、その期限を 30 日以内とすることとする（改正前は10日以内）。

現在、名称、役員などを変更したときは、「変更の日から10日以内」に都道府県に届け出なければならぬ。当該変更届出において、氏名又は名称の変更の場合、法人では登記事項証明書の添付を廃棄物処理法で規定している。役員の変更の場合、廃棄物処理法上の規定はないが、都道府県政令市の運用上、同証明書を求めている状況がある。

そもそも、登記事項証明書の交付の前提となる変更登記の期限は変更から「2週間以内」（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 915 条）となっており、変更登記の標準処理期間は、申請書の提出から即日ないし 10 日程度とされている。よって、登記事項証明書の添付を要する変更届については「変更の日から10日以内」とする提出期限を超過する可能性がある。そこで、上記のような改正に至った。

これら改正で、申請手続きの負荷が低減されるとともに、より実務的な規定となる。廃棄物処理法改正検討でも論点となっている、電子化や様式統一化による許認可等の手続きに係る書類の負荷低減が、改正によりどの程度実現されるか期待したいところである。

詳細は次の URL を参照下さい。

<http://www.env.go.jp/press/103683.html>

3. 【解説】水銀廃棄物の対象品目追加

～パブコメ実施中～

水銀廃棄物に関しても、廃棄物処理法に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見の募集（パブリックコメント）が行われている（募集期間：2月20日～3月21日）。

改正内容は、水銀使用製品産業廃棄物の対象と水銀回収を義務付ける水銀使用製品産業廃棄物の対象の追加（各3製品、使用製品、水銀回収義務付け使用製品も同様の3製品）である。

追加される対象は、以下の3製品が産業廃棄物となったものである。

- 水銀トリム・ヒール調整装置
- 差圧式流量計
- 傾斜計

また、これら3製品を材料又は部品として製造されている水銀使用製品が産業廃棄物となったものについても水銀使用製品産業廃棄物の対象となる。

昨年実施した（平成28年10月11日～平成28年11月10日）パブリックコメントで、上記対象がそれぞれ定義された（PDF：

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/103945.pdf>の5～7ページ参照）が、それに今回新たに3製品が追加されることとなった。この対象物の定義は、実際には未だ施行されておらず、今回の追加3製品と合わせて、今年の10月1日に施行される予定。

詳細は次の URL を参照下さい。

<http://www.env.go.jp/press/103554.html>

4. 北九州市による行政処分はあるか？

～マニフェスト虚偽記載、再委託違反～

毎日新聞等の報道機関から、3月10日、北九州市にある産廃処理会社AS社（北九州エコタウン内）の廃棄物処理法違反で福岡県警が捜査を行っているとの報道があった。

AS社は、排出事業者から受託した医療系廃棄物を自社で処理せず、別の業者に処理を再委託していたことが3月10日に発覚した。また、AS社は適正に処理が完了したとする虚偽のマニフェストを排出事業者に送っていた。数年前から受託量が施設の処理能力を超えていたため、受託先の承認を得ずに山口県萩市の別の産廃処理業者に再委託していたようだ。

AS社では、複数の医療機関から医療系廃棄物の処理（セメント原料などにリサイクルする）を受託していたとのこと。排出事業者にしてみれば「リサイクルできる」と謳われれば、ゼロエミッションの観点から積極的に処理を依頼したくなるどころか想像できる。そういった排出事業者のリサイクル（ゼロエミ）の要望をAS社で施設能力以上に請け負い過ぎたのではないかと思われる。また、排出事業者が医療機関ということで、現地確認の徹底といったところまでは廃棄物管理ができず、処理業者に任せっきりの状況があったのではないかと推測す

る。

弊社では、各自治体で発出される行政処分を逐次チェックしている。北九州市ではこれまでの行政処分の件数が他の自治体と比較して少ない。最近の発出でも平成25年が3件、平成26の1件の合計4件のみで、それも収集運搬の許可取消（他自治体で許可取消となったことが理由）と処分及び収集運搬業許可の取消し（破産が理由）で、今回のような再委託違反やマニフェスト違反等具体的な廃棄物処理法違反を起こしての行政処分は、今まで見られない。

このような行政処分の状況を鑑みれば今回の違反は北九州市で異例の事態と言えそうだ。この事態に対し、北九州市では、業務停止処分を検討中とのことだが、再委託違反の場合、許可取消しでなければならないところである。北九州市から行政処分が正式に出るのを待ち、詳細について分かり次第またご報告したい。

AS社は、自社サイトによると従業員15名、売上高6億8千万円の会社なので本来、大ニュースにならない会社だが、AS社は有力代議士の関連会社であり注目が集まっている。

(以上)

(株)日本廃棄物管理機構

〒231-0062

横浜市中区桜木町 1-1-7 TOC みなとみらい 10 階

Tel. 045-228-5363 Fax. 045-894-2116

E-mail: info@jaao.co.jp